

英国の国家安全保障及び投資法に基づく投資審査

畠山佑介（在英日本国大使館一等書記官、弁護士（日本、イングランド・ウェールズ））

経済安全保障の重要性を認識する国家の増加に伴い、国家安全保障の観点からの対内投資規制が世界的に強化されている。英国では、2021年国家安全保障及び投資法（National Security and Investment Act 2021：「NSI法」）が昨年1月4日に施行されて以降、国家安全保障の観点からの投資審査はNSI法に基づいて実施されている。本年3月13日に公表された英国の外交・国家安全保障戦略文書である「統合的見直しの刷新2023」（Integrated Review Refresh 2023: Responding to a more contested and volatile world）では、「強靱性を通じた脆弱性への対処」が英国の中核的な国家利益等を防衛するための4本柱の一角とされており、その具体的取組の例としてNSI法に基づく投資審査が挙げられている。NSI法は英国内外いずれからの投資等の取引に対しても適用されるが、英国外からの投資に対する投資審査は事実上の外資規制として機能する。そのため、日系企業による対英投資及び知的財産権ライセンス契約等にも影響を与え得るNSI法審査の実情を理解することは重要である。

本年7月11日に、昨年4月1日から本年3月31日までの1年間を対象とするNSI法の審査実務に関する年次報告書（「本報告書」）が公表された。昨年6月12日に公表された初の年次報告書は、NSI法施行日（昨年1月4日）から同年3月31日までの約3か月間しかカバーしておらず、同法に基づく届出や審査が十分に実施されていない時点のものであり情報が限定されていた。したがって、本報告書は、NSI法に基づく投資審査実務の全体像及び最新動向を示す初めての報告書として重要な意義を有する。

本報告では、①事前届出の受理・不受理を決める審査、②詳細な審査の要否（コールイン通知の必要性の有無）を決める審査、③取引の禁止、遡及的無効化又は条件付承認を命じる「最終命令」というNSI法審査の主要点について本報告書で示された統計情報に基づき分析し、NSI法の審査実務において注目すべき投資元国や対象事業分野について明らかにする。

サプライチェーン・デューデリジエンスに関する日本企業の取り組み ードイツ企業の取り組みとの比較から見える日本企業の課題

小林一郎（一橋大学）

グローバルに活動を展開する国際企業にとって、自らのサプライチェーン全体を含めたサステナビリティの実践は重要な課題となっている。経済のグローバル化が急速に進展していく中、児童労働や強制労働のような人権にかかわる問題は、国家機関のみが解決に向けてアクションプランを講じているだけでは十分な進展は見込めない。サプライチェーンの管理は、ビジネスにおける人権問題への対応の領域などを中心に、国家と企業が共に取り組むべき課題として認識されている。

国際企業に求められるサプライチェーン管理の重要性は我が国でも広く共有されており、我が国のグローバル大企業もサステナビリティ担当部門を置くなど、広く実務展開がはかられている。しかし、ビジネスと人権を含めて、サプライチェーン全体に目配りしながらサステナビリティ課題に取り組むというプラクティスに対して、我が国の企業実務家はやや戸惑いを見せている面もあるように思われる。

本報告では、企業がサステナビリティの観点からサプライチェーンを管理するにあたって求められている「リスク・ベースのデューデリジエンス」とは、いかなるものが想定されているのかについて、我が国の上場企業のサステナビリティ関連の開示資料を、サプライチェーン・マネジメントの先進国であるドイツ上場企業のそれとの間で比較分析し、今後、日本企業に求められるべきサプライチェーン・デューデリジエンスの取り組みのスタンダード・モデルは何かの手がかりを探っていく。ドイツ上場企業の開示資料を解析すると、サプライチェーン・デューデリジエンスについて、より高次のリスク管理の視点から、①リスク分析結果をふまえた高リスク・サプライヤーの特定とリスク管理の対象としてのサプライチェーンの優先順位付け、②高リスク・サプライヤーへの対応を中心としたリスク低減に向けた契約管理を通じた規律付け、および③是正措置のプログラムの策定が特に強調されていることがわかる。これに対して日本の上場企業のサステナビリティ報告書は、上記のいずれの項目についても説明が手薄である。こうした差異がなぜ生まれるのかについての背景についても探っていく。